

◆ 港湾労働者証の交付（現状）

○ 港湾労働法（以下「法」）に基づき、事業主は、六大港において、その雇用する常用労働者を港湾運送業務に従事させる場合は、その者の氏名等を公共職業安定所長に届け出る必要（※）があり、所長は、港湾労働者証を交付している

※ 届出が義務付けられる「常用労働者」については、原則として健康保険、厚生年金保険の被保険者となっていること、雇用保険の一般被保険者となっていること、労働基準法の諸規定の適用があること等が要件とされている

（社会保険の適用については、一般的に週所定労働時間が30時間以上の者が適用対象）

社会保険改正の趣旨・内容

【改正の趣旨】

○ 非正規雇用労働者に被用者保険を適用し、社会保険における「格差」を是正する

○ 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える

【改正の内容】

新たな適用対象 → 勤務時間・勤務日数が常時雇用者の3/4未満で、以下の①～④のすべてに該当する者

① 週の所定労働時間が20時間以上

② 雇用期間が1年以上見込まれること

③ 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）

④ 学生でないこと

※ 従業員501人以上の企業のみが対象

※ 短時間労働者に対する適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、必要な措置を講ずることとされている

〔平成28年10月1日施行〕

◆ 社会保険適用拡大に伴う港湾労働者への影響

◇ 社会保険の適用拡大の改正趣旨と六大港の港湾運送業務の現状との関係

今般の社会保険の短時間労働者への適用拡大は、社会保険における「格差」是正や女性の就業促進による労働力確保が改正の趣旨となっているが、現状、六大港における港湾運送業務には当該短時間労働者は従事していないため、社会保険における「格差」等の問題は生じていない

◇ 港湾労働者の雇用環境等への影響

◆ 港湾労働者に求められる専門的な知識・技能の職務への影響

一般論として、短時間労働者については、短時間であるために教育訓練に係る時間も短くなる可能性が高く、結果、専門的な技術・技能を有する者の比率が低くなり、港湾運送業務全体として技能の低下、ひいては労働災害の発生に繋がることが懸念される

◆ 港湾派遣労働への影響

港湾労働者の技能の低下は、港湾派遣労働に求められる専門的な知識・技能を持たない労働者の増加を招き、港湾運送業務の波動性を吸収するための企業外労働の円滑な活用に影響を及ぼすことが懸念される

また、短時間労働者については、その労働時間数から月の就労日数が著しく少ない港湾労働が可能となり、その中で派遣の上限日数（月7日）で就労すると、派遣労働の比重の高い港湾労働者が存在することになり、港湾労働者の雇用の安定に影響を及ぼすことが懸念される

今後の取扱い（平成28年10月1日以降）

○ 港湾労働者証の交付対象となる常用労働者については、本年10月以降の社会保険の適用拡大後も、従来通りの範囲（通常の就労者の週所定労働時間等の概ね3/4以上）の基準を維持するものとする

○ しかしながら、港湾労使の意向や今後の社会保険の適用範囲に係る検討内容を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討していくものとする